

教材としての近世俳文

— 明治期の教科書をめぐって —

鈴 木 秀 一

(はじめに)

明治期の旧制中学校および高等女学校の教科書を調査したところ、俳文の教材としては松尾芭蕉の『おくのほそ道』の諸編、「十八楼の記」、横井也有の『鶉衣』所収の「百蟲譜」が採用されているのが目立った。

これらの教材は、一般的に言えば叙述の仕方や着想の妙を味わい、そこに表われた作者の精神に触れるための教材として採用されたものだった。その一方で、昭和二年の教授要目改正までは古文を含む「講読」の教材は作文の模範とされていたという指摘がある¹。すなわち、俳文の教材化においては明治期と今日とは指導目的の上で差異がみられるのである。

そこで、本稿においては明治期の国語教科書に採用された俳文のうち、特に採用率の高かった「十八楼の記」、「百蟲譜」(『鶉衣』)、それに『おくのほそ道』諸編を加え、明治期の教科書における俳文教材の変遷とその教材化について考察していきたい。

(一) 教材となった主な俳文

本稿執筆にあたっては、国語(国文)教科書および国語(国文)読本を主な調査対象とした。特にことわらない限り本論文においてはこれらを「国語教科書」と記すことにする。

旧制中学校の教科書は、明治二〇年から四四年までの二七種類、旧制高等女学校の教科書は明治二五年から四五年までの一八種類、計四五種類を調査した。いずれも全巻そろっているものか、欠巻が極力少ないものを対象に調査を行った。

A、「十八楼の記」

「十八楼の記」は許六の『本朝文選』にも載せられている芭蕉の俳文である。「十八楼の記」は、現在の中学校・高等学校の国語あるいは古典の教科書にほとんど採用されていない²といってもよいが、明治期においては旧制中学校の教科書で三種類、高等女学校の教科書で二種類、計五種類の教科書で採用されている(論

文末資料参照)。初出は明治二五年の『女子国文』(吉川半七刊)である。つきに『女子国文』に載る「十八楼の記」を挙げてみる。

十八楼の記

松尾芭蕉

みの、国、ながら川にのぞみて水楼あり。あるじを、賀島氏といふ。稲葉山、後に高く、乱山、左右にかさなりて、ちか、らず、とほからず、田中の寺は、杉のひとむらにかくれて、岸にそふ。民家は、竹のかこみのみどりも深し。瀑布、処々に引きはへて、右に渡し船の浮べり。里人の行きかひしげく、漁村、軒をならべて、網をひき、釣をたる、おのがさまも、たゞ、此の楼をもてなすに似たり。(ア)暮れがたき夏の日も、忘るばかり、入り日の影も、月にかはりて、波にむすばる、かゞり火の影も、や、ちかく、高欄のもとに鵜飼するなど、誠に、めざましき見ものなりけらし。(イ)

かの、瀟湘の八のながめ、南湖の十の境も、涼風一味のうちにおもひためたり。もし、此の楼に、名をつけむとならば、十八楼ともいはまほしきなり。(ウ)

(風俗文選)

(『女子国文』より)

この本文の出典は、文章末に記す通り『風俗文選』である。『風俗文選』の「十八楼記」と『女子国文』に引用された本文の異同を記すと、宝永三年版『風俗文選』では傍線部(a)「浮べり」が「浮ぶ」、傍線部(b)「名をつけむ」が「名をいはむ」となっている。この二箇所については、中学校用の『新編国語読本』(明

治一八年 積善館)においても同様に「浮べり」、「名をつけむ」と書き直されている。『新編芭蕉大成』によれば、「浮べり」、「名をつけむ」と記されている文献は、今日明らかになっているものの中にはない。『女子国文』や『新編国語読本』の「十八楼の記」は、教科書に掲載される際に書き換えられたものと推測される。「浮ぶ」を「浮べり」にすることについては、解釈上の大きな差は出ない上に、存続の意味が加わることによつて文脈もわかりやすくなる。しかし、「名をいはむ」を「名をつけむ」に換えると、単に「命名をする」という意味のみになつてしまい、「名を(その楼にたいして)いはむ」というような、相手(楼)に対して能動的に働きかける姿勢を表わす意味が、完全に消えてしまうように思える。俳文の文体上の特徴としては、表現が簡潔であることがまず挙げられるが、それに加えて特に芭蕉の俳文においては、省略を伴つた圧縮表現も度々みられる。「名をいはむ」のような表現は、この圧縮表現にあたる。難解ではあるが俳文の表現を味わうという立場で考えると、そのまましておくべきだということもいえる。しかし、藤原マリ子氏は、古文を教科書に採用するにあつては、規範文法に合致しない語法や表記をあえて書き換えている場合があることを指摘している。それは学習者の学力への配慮という理由のほかに、古文教材も昭和一二年ころまでは作文の模範文とされていたことを挙げ、日常の文字表記である旧仮名遣いもこれらの教材を用いて教えられていたということ述べている。

以上のようなことから、「十八楼の記」は、講読の教材であり

ながら、同時に作文に必要な語法や表記について学習する教材でもあったことがわかる。

つぎに、「十八樓の記」が、いかなる種類の文章の模範文であったのかを考察してみたい。中学生の自習用として出版された『新撰中学文範』（明治四三年 啓成社）においては、「十八樓の記」は「記事文 叙事文」の模範文として掲載されている。ここでいう「記事文 叙事文」とは、「耳目に触れ、心に感ずる事物を、有のまゝに記述する文」と定義されている。さらに、伝記・歴史・小説なども「叙事の重なるもの」という説明がなされており、執筆に際して肝要なこととしてつぎのような項目が挙げられている。

- ① 材料を精細に観察し取調べて、作らうとする事柄の智識を十分に蓄へねばならぬ。
- ② 既に得たる智識に就ても必要な事柄は、省きて、其の記述の順序・方法を能く心に組み立てねばならぬ。
- ③ 事物に就ての感じは、場合を見て簡単に標語として記入すれば、文に趣を生ずるものである。
- ④ 記事は現在法に書くのであるが、叙事は現在法に書く時と、過去・未来の話法を用ゐる時とがある。

（『新撰中学文範』）

この四項目を読むといずれも「写生文」と関わりのある内容であることがわかる。

明治三〇年代には、正岡子規らの雑誌「ホトトギス」による写生文の運動が盛んになり、それは教育界にも少なからぬ影響を与

えたといわれている。自らの目で見た実景の描写であること、日時や場所が特定されること、描かれる対象に初見性があることの三点を子規は「写生」の条件として挙げているが、その三点を基準にして「十八樓の記」を考察してみることにする。そこで一度『女子国文』所収の「十八樓の記」に基づいてこの文章を分けてみると、この文章は（ア）、（ウ）の三つの部分に分けられる（前掲の「十八樓の記」の引用文参照）。そのうち叙景描写に該当するのは（ア）、（イ）の部分である。（ア）の部分は遠近感に乏しく、個々の対象物に等量のスポットを当てて点描する描写法が用いられている。根岸正純氏は「和文体と漢文体との表現性」という論文において、このような叙景描写を漢文体的な描写と述べている。「十八樓の記」の描写法は、漢文体にみられる叙景描写の枠から出るものとはいえない。しかし、実景をもとにした描写という点では、子規のいう「写生」に近い部分があるようにもみうけられる。一方で（イ）の部分においてみられる鵜飼の描写には、かがり火の様子や高欄と鵜飼舟の位置関係など、不完全ながらもひとつの実景を忠実に描写しようとする姿勢がうかがえる。したがって、「十八樓の記」は、漢文的な叙景描写を基本としながらも写生的要素を含んだ俳文であるといえる。写生的要素を含んでいるということは、実用の面から考えても描写の仕方の参考になる。また、文章の構成という面からみても場面の展開がわかりやすく整っている。

以上のような理由から、「十八樓の記」は記事文・叙事文を書くための模範文として取り上げられたのだと推測されるのである。

B、「百蟲譜」

明治期の教科書に採用された俳文の教材としては、横井也有の「百蟲譜」が、芭蕉の『おくのほそ道』の諸編に次いで多く採用されている。調査した限りでは、也有の俳文は明治二四年の「中等教科国文学」(文学社)に初出する。特に、明治三五年以降には、中学校・高等女学校の教科書に載る定番の教材となっている。也有の『鶉衣』所収の俳文から教科書に採用された俳文は、「袋贄」や「蟬引」などもあるが、採用された也有の俳文延べ二六編中一七編が「百蟲譜」である。

也有の「百蟲譜」が、教材として採用された理由は、つぎに挙げる教授用参考書の「百蟲譜」の解説にみられる記述が手掛かりとなつて推測できさうである。

1、俳文の一例を示してその妙趣を玩味させる。

2、微々たる小蟲の間にも油然たる詩趣を認めることのできるのは、これも自然の愛から来る結果であることを知らせる。

〔現代国語教本新制度用教授参考書 巻九〕

昭八 東京開成館

この二項目は、「解釈」としてさまざまな語釈が記される前に、「要旨」という見出しで示されている記述である。「要旨」は、内容から考えて現在の「指導目標」に当たるものである。

まず一項目の記述からは、代表的な俳文として、また、学習者の学力を考え合わせても十分に俳文の持つ「妙趣」を味わうことのできる教材として「百蟲譜」が選ばれたということがうかが

える。また、一項目めに記されている、「小蟲にも認められる詩趣は、自然の愛から来る結果であることを知らせる」という記述からは、少なくともこの教材が「読解」のための教材であることがわかる。つぎに本文を一部引用して、教材としての性質を考察してみることにする。

蜘蛛は巧に網を結んで、ひそまつて物を害せんとす、◆ひとへに奸賊の心ありて、いとにくし。古代朝敵の始めとして、頼光をさへ却やかしたる、いと恐ろし。さはいへ、廢宅のあれたる軒に、蟬の羽などかけすてたるは、聊か憐そふ折もあらんか。かれはかひなくしく巢作りてこそあれ。東海道にちりほひたる宿なし者をば、蜘蛛とはいかでいふらん。◆

蟻は明暮に忙しく、世のいとなみに隙なき人には似たり。東西に聚散し、餌を求めて止まず。いつか槐安の都をのがれて、其身の安きことを得ん。㊦さりとも、たより㊦悪しきに穴を営みて、千丈の堤を崩すべからず。

〔「百蟲譜」〕中学国語読本 明四〇 大日本図書

右の教科書『中学国語読本』の本文と、『鶉衣』の版本の本文とを比較してみると、まず、文中の◆印のところには省略されている部分がある。しかし文脈の上で、特に違和感はない。つぎに、版本では、(a)「さりとも」は「さるも」であり、(b)「悪しきに」は「悪しきかたに」となっている。(a)はよりわかりやすくするため、教科書に載せる際、書き換えた結果と思われるが、(b)は単なる誤りともとれる。教科書に採用する際には編集する過程で、文章の長さを縮めなければならない場合が往々にして生じてくる

らしいが、「百蟲譜」の場合は、そっくりひとつのまとまりを前に移して挿入している事例が見られるほかは、単純に一部分をそのまま削除して、前後をつなげてしまうような方法をとっている教科書がほとんどである。表現を変えるにしても、文末の単語を下に続くように活用させたりするなど、最小限の言い換えにとどめている。「おくのほそ道」の場合、編集の過程で一部が要約されたり、再構成されてしまつて教科書に載せられている事例が見られることから考えると、「百蟲譜」の場合には、比較的原文に忠実な形で掲載されていたといえるのである。この理由としては、「百蟲譜」は題材が親しみやすく、故事成語や先行文学についての知識が必要であることを除いては『おくのほそ道』などに比べて難解な用語が少ないことが挙げられる。

以上のようなことから、「百蟲譜」はほぼ原典のまま生徒に読ませて無理なく俳文の妙趣を味わわせることができる教材として、教科書に採用されていたといえるのである。

ところで、つぎには、今日においてはほとんど教科書には見られなくなつてしまつた也有の俳文が、明治中期以降しばらくの間教材として定着していた理由について考察していくことにする。そこで、明治期における也有に対する評価を判断する材料として、旧制中学校・高等女学校で使用された文学史の教科書の記述を調査してみた。つぎにその例を挙げてみる。

元禄頃より俳諧の盛なりしに従ひ、俳文といへる一種の戯文、体始まれり。其の文は、滑稽の小品文にして俳諧師として、之を作らざるものなきが如し。芭蕉、支考、許六等の作も多

く、許六の風俗文選、支考の本朝文鑑等に見えたり。されど、宝曆の頃に至り、横井也有の鶉衣出で、其の妙を称せらる。也有は尾張の士人にして、孫左衛門と称し俳諧を善くし、滑稽に長じ、其の文の軽快、奇変なる、其の比稀なり。天明三年、八十余にして歿しぬ。

(大林弘『中等国文学史』明三五 国光社)
これは明治三五年に刊行された文学史の教科書においてみられる俳文についての記述である。俳文は、元禄時代の俳諧師たちによつて興され、安永・天明期の也有によつて大成されたと解説されている。近世俳文史の記述においては教科書による大きな差は見られなかった。しかし、この『中等国文学史』など明治三〇年から四〇年代の文学史の教科書における記述をさらに細かく見ていくと、也有について特記している教科書が多いことがわかる。その例を三例つぎに挙げてみる。

安永・天明の交に出でし尾張藩の重臣に、横井也有といふものあり。その著鶉衣は、俳文の上乗なるものとして、世に有名なり。

(落首直文『訂正中等国語読本附録国文学史』
明三六 金港堂)

尾張に横井也有あり。最も俳文を能くし、軽妙神に入る。俳文の發達は実に此の人に至りて絶頂に達せり。鶉衣は其の俳文集なり。

(境野正『日本文学史』明三八 学海指針社)
也有は天明・安永の頃に、俳文を大成し、鶉衣は、文簡にし

て意暢び、筆鋒自在、変幻極なし。

(佐藤正範『日本文学史要』明四一 光風館書店)

これらの記述から、俳文というジャンルにおいては也有が第一人者とされていたことがわかる。也有は、教科書に採用された他の教材にも時折登場する。明治三〇年代中頃以降の教科書に載る『虫の話』(渡瀬庄三郎)という口語文の教材があるが、その冒頭には也有の「百蟲譜」においてみられる虫の記述が引用されている。そのうえ、作者也有には、「横井也有 尾張の人。有名の俳人なり」という注も付けられている。そのほかにも、大正時代の教科書ではあるが、『修正六版女子国文教科書 巻六』(大元 光風館)所収の「春の廣見」という、やはり口語文の教材に、「鶉衣」所収の「知雨亭記」の一部が引用されている。そこでの也有についての注も、「横井氏。俳文の名家。」と記されている。芭蕉をはじめ、支考、其角も俳文の草創期の作者としては記されているが、「俳文」というジャンルにおいては「名家」あるいは「俳文の大成者」という記述はなく、俳文の第一人者はやはり也有であるということが一般的であったということがわかる。

以上のようなことから考えると、「百蟲譜」を中心とした也有の作品は、学習者の学力にも合い、そして学習者が比較的興味を持ちやすい内容であるということの他に、当時、作者也有が文学史的にも知名度が高かったという理由で多くの教科書に採用されたということが出来る。さらに明治四三年に発表された市川源三氏の論文「国語科教授法」の「上級教授法」において、市川氏は国語教育の目的は「国民性を理解させる」ことと「趣味性を養成

する」ことの二点であると述べている。具体的には、たとえば作文指導においても、上級学年の学生には、今までの読本による学習を基本にした「文学的作品」を作らせるべきであると述べている。すなわち、市川氏は、単に思想を正確に述べるだけでなく、事物に対したとき知的・情動的な目で観察し、それを趣味に富んだ表現で文章化する力を養成するべきであると提言している。この提言をふまえた上で、先に挙げた「百蟲譜」の指導目標「俳文の妙趣を玩味させる」、「小蟲の間の油然たる詩趣を認める」を見直してみると、まさに「百蟲譜」は、市川氏のいう、知的・情動的な観察力を養い、趣味に富んだ文章を書く力の養成につながる教材として採用されたといつてよい。「百蟲譜」が明治三五年頃から教材として定着していった理由のひとつとして、明治末期に端を発し、大正から昭和にかけて盛んになった文学教育重視という時代背景が影響していたことも考慮する必要がある。

(二) 明治三〇年代から明治末年までの俳文について

堀切美氏は、「俳文集の編纂」において、明治期には、再編型の俳文集が多く刊行され、『本朝文選』、『本朝文鑑』、『鶉衣』など、古典俳文集の再刊、復刻、あるいはその注釈も盛んであったと述べている。さらに氏は、新時代の俳文集を集めた『俳文友垣集』初篇および第二篇、『明治俳文集』などの刊行もあり、明治期は俳文に対する関心が高まった時代であったと指摘している。

そのような時代の流れの中で、俳文の定義が、広義に解釈されていた感否めない。堀切氏は先に挙げた論文「俳文集の編纂

において、俳文を見直していこうとする態度を示すものとして、寒川鼠骨の『俳文作法指南』（明治二八年刊）の「総論「俳文研究の必要」」を引用しているが、つぎに記してみたい。

俳文は、……其の壮重雄大な点に於ては今日の普通文の根本と成つてゐる所が尤も多く、其俗語を交えた所は今日の小説の根本になつてゐるし、諧謔と滑稽とは後世の洒落文や狂文の根本であるし、又た写実の趣味は明治の写生文の親方となつてゐる。即ち、明治の総ての方面に於ける所謂文学なるものは、皆な其の根本を此の俳文に受けて、之れを本として明治の文学は發達したのであると言ふも必ずしも誣言ではない位である。

（総論「俳文研究の必要」『俳文作法指南』より）
この指摘によれば、俳文は、今日（明治期）の普通文の根本をなす性格を持ち合わせるものであり、俗語を交えた部分は小説の、そして写実の趣味は写生文の根本となつてゐるということになる。すなわち、小説も写生文も広義の俳文であるとも解釈できる。

ところで、このように俳文を写生文や小説も含めて解釈する傾向は、当時の教科書にも現われている。先に挙げた明治四三年に刊行された作文の参考書・自習書である『新撰中学文範』（啓成社）（前出）の、「記事文 叙事文」の解説には「耳目に触れ、心に感ずる事物を、有のまゝに記述する文を記事・叙事の文と称するのである」と「記事文 叙事文」を定義しており、さらに伝記・歴史・小説も叙事の重なるものであると記している。その上で模範文のひとつとして俳文「十八樓の記」が載せられているの

である。つまり「十八樓の記」に関しては、その性質によつて「記事文 叙事文」として扱われているのであり、そこには俳文を広義で解釈している傾向をみてとることができるのである。

（三）明治期の中等課程教科書においてみられる俳文教材の推移

—「十八樓の記」、「百蟲譜」、「おくのほそ道」諸編をめぐって—
俳文が教材として登場するのは、明治二四年刊の『中等教科用文学』（文学社）に、「餅辞」のほか也有の俳文三編が載るのが最初である（以下、論文未資料参照）。それ以来、明治三四年までは『おくのほそ道』の諸編、也有の「百蟲譜」、芭蕉の「十八樓の記」が教材として採用されている。しかし、俳文教材が全く採用されていない教科書も一七種類のうち九種類を数え、俳文自体教材として定着してはいなかったといえる。それは、明治三五年から同四五年までの二七種類の教科書においては、俳文が全く採用されなかったのはわずか三種類であったことに比べれば明らかである。また、教科書一種類単位でみたときの採用のされ方に着目してみると、明治二四年から同三四年までは、『おくのほそ道』からのみの採用の例はなく、「十八樓の記」のみは二種類、也有の俳文のみは一種類、『おくのほそ道』と「十八樓の記」が採用されているのは二種類、『おくのほそ道』と也有の俳文という組み合わせは三種類であった。それに対して、明治三五年から明治末年までをみると、全二七種類の中で、俳文の採用があった二五種類のうち一三種類が『おくのほそ道』と也有の俳文があわせて採用されている。次いで也有の俳文のみの採用が五種類、次いで

『おくのほそ道』のみの採用が四種類となっている。「十八樓の記」の採用については、明治三六年の教科書に『おくのほそ道』とともに採用された一例にまで減少してしまう。そこでつぎには、教科書への採用の状況という面からみた「十八樓の記」、「百蠻譜」、「おくのほそ道」諸編の特徴を整理してみることにする。

明治三〇年代になり、子規らによって提唱された「写生文」が次々と発表されるにあたって、「十八樓の記」は、教科書にはほとんど採用されなくなってしまう。写生文に関心を寄せる小学校教師は少なくなく、石井庄司氏は、「芦田恵之助と綴方教育」において、明治三六年の雑誌「ホトトギス」で募集した小品文の応募者のうち一人が小学校教師であり、それは一番多かった商工業者の一七人に次ぐ数であったことを記している。一方で中等教育の現場からも、明治四一年に、当時東京府立第二高等女学校教諭であった野村八良氏によって、「高等女学校の国語」という論文が発表されている。その内容を箇条書きにしてまとめるとつぎのようになる。

- ① 国語の中心となるのは講読である。
- ② 講読で教わった思想、趣味、文体、用語が、作文の素養を形成していく。
- ③ 高等女学校や中学校においても、小学校と同じように現代文が国語教授の基本となるべきであり、漸次言語教授から文学教授に進んでいくのが本来のあり方である。
- ④ 女学校の国語教授は現代文が基礎であって、文法にして、作文にしても、此標準にしたがっていくべきものである。

ある。

(野村八良「高等女学校の国語」)
この中の③に示されているが、高等女学校や中学校においても「現代文」を国語教授の基本とするべきであるという考え方が、中等教育に携わる教師からも出されている点が注目される。また、④に示されているとおり、作文教育についてもやはり現代文を標準に行うべきであると述べられている。その流れに従うかのよう
に、明治三一年に「ホトトギス」誌上で発表された「小園の記」は、明治三八年の『再訂中等国語読本』（明治書院）において教材化されている。

「十八樓の記」は、文章の完成度や教材としての長さについては申し分ない教材であるが、文体としては近世以前の枠を出るものとはいえない。実用性が高く、旧式な文体から抜け出た子規らの文章が登場してからは、「十八樓の記」に課された作文の模範文としての役目も終わり、教科書には採用される機会は少なくなつていったといえるのである。

『作文教科書解説』(『日本教科書大系 近代編』)によれば、初等教育の現場においては、明治三二年、樋口勘次郎氏によって「統合主義教授法」が著わされ、作文にも自由発表主義的な教育がなされるべきであるという提案がなされたことが記されている。さらに「作文教科書解説」においては、明治三三年の小学校令改正を経て、作文教育も教師中心の注入的なものから、児童中心の創作的なものへと移行を示し、従来児童作文の範例として必要であった教科書も、教師の指導参考書としての意義を強くするよう

になったと記されている。先に『新撰中学文範』（明治四三年啓成社）において、「十八樓の記」が「記事文 叙事文」の模範文として採られていることを指摘したが、明治三〇年代後半以降は、中等教育の現場においても、作文教科書が、作文の範例から教師の指導参考書として用いられるようになっていったということとは充分に推測できるのである。藤原マリ子氏は、「昭和一二年の教授要目改正まで、古文を含む『誦読』の材料は作文の模範とされた」と述べ、『おくのほそ道』も作文の模範文となっている例を挙げている。しかし、この『おくのほそ道』の場合は、作文の模範文というより、実際には教師が作文を指導する際の参考とするものであったと考えるのが妥当である。『おくのほそ道』の文章は省略による圧縮表現も多く、表現の面で難解な部分も存在する。このような文章が実用文を書くための模範文としてそのまま用いられたとは考えにくい。

つぎに、『おくのほそ道』諸編と「百蟲譜」を中心とする也有の俳文をあわせて採用する教科書が明治三五年から明治末年までの教科書の約半数を占める理由を考察していくが、先に挙げた野村八良氏の論文がひとつの手掛かりになる。それは、この論文が示す通り、明治三〇年代後半以降国語教育の方向性として現代文を基本とした文学教育が提唱されているにもかかわらず、近世の俳文が重複して採用されているのである。これは、あえてそのようなことをする意義が認められなければならないことである。そこで、先に挙げた『おくのほそ道』諸編と「百蟲譜」を教材とした場合の指導目標を比較検討してみたい。

古典教育の場において『おくのほそ道』が担ってきた役割については、藤原マリ子氏は、つぎのように整理している。²⁴

- ア、俳文の妙を感得させて、文を作る上の一助とさせる。
- イ、洗練された紀行文の叙述の精、着想の妙を味わわせる。
- ウ、芭蕉の高邁な詩境に触れさせ、その感動によつて生徒の詩情を養う。

エ、芭蕉の克己的な高い精神、旅に対する熱望、芸術への精進に着目させる。

（中等教育国語教科書にみる『おくのほそ道』）
この中でも特にイとエの項目に注目したい。『おくのほそ道』の中で、教材として取り上げられている章段を分析してみると、まず目立って多いのは松島と平泉を中心とした章段であり、次いで冒頭部分となっている。松島・平泉の章段は、ともに『おくのほそ道』の中のクライマックスともいわれ、漢詩文的な文体による叙景描写中心の章段である。松島においては、旅の大きな目的地に立つことができた芭蕉の感動が語られ、平泉においては奥州藤原氏の栄華や戦死した義経の姿を思い浮かべ、不易流行の思想の感慨に浸る芭蕉の姿が描かれる。この二つの章段は、イに示された「紀行文」としての一面をもつ『おくのほそ道』の姿が、最もよく現われた章段であるといつてよい。また、この二つの章段からは、エに示された芭蕉の克己的な高い精神や旅に対する熱望もつかいがい知ることができる。すなわち、教材として採用された章段は、俳文というよりむしろ「紀行文」、あるいは「叙事文」として採用されたとも思える。「十八樓の記」が「叙事文」の模

範文として掲載されている作文参考書を先に紹介したが、「十八樓の記」と『おくのほそ道』の松島・平泉の章段はいずれも叙景描写中心の章段である。『曾良旅日記』が紹介される昭和一八年以前のことで、『おくのほそ道』の虚構性については全く研究がなされていなかった時代であることを考え合わせると、『おくのほそ道』の松島あるいは平泉の章段などは、事実を忠実に記した紀行文あるいは叙事文的な教材として採用されていたとも考えられるのである。

一方で「百蟲譜」は、身の回りの虫について和漢の故事やことわざなどを自在に用いて紹介し、着想の飛躍の妙が存分に生かされた、まさに典型的な俳文である。また、「(一)教材となった俳文」の「B、百蟲譜」で述べたが、「百蟲譜」の指導目標としては「俳文の妙趣を玩味させる」という目標が示されている。そして、多くの文学史の教科書では也有を俳文の完成者としている。俳文の教材として也有の俳文のみを採用した教科書があるのは、也有の俳文を俳文の代表とする考え方があったということの現われであるといえる。

以上のように、『おくのほそ道』と也有の俳文の指導目標を比較してみると、明治三〇年代後半からは、『おくのほそ道』は芭蕉の高邁な精神を読み取るための「紀行文」、一方「百蟲譜」は事物の美しさや興趣を味わう力を養う典型的な「俳文」の教材というように、指導目標の差異が明確に生じている。すなわち、『おくのほそ道』と「百蟲譜」は同じ俳文でありながら教材としての使用目的がはっきり分けられて用いられるようになったと推

測されるのである。

(まとめ)

明治期には、従来漢文中心であった中学校の古典教育が国文教育中心に移行するという大きな転換が行われた。今回の調査においては、俳文の初出は明治一四年『中等教科国文学』（文学社）であった。以来、俳文は明治期を通じて教材の一角を占めるようになっていく。明治期の国語においては、「講読」の教材が、作文や文法の教材としても用いられており、「十八樓の記」や『おくのほそ道』も作文の教材としても使用されたと推測される。しかし、教育界においては、明治三〇年代後半から、当時盛んになってきた「写生文」を教材として導入する動きがみられたり、日常使っている普通文を国語教育の中心におくべきであるという論考も提出されるようになる。明治三五年の「中学校教授要目」の制定以降は特に、教材個々が詳細に分析・検討され、指導事項によって教材を精選していく方向性がみえてくる。法制上昭和二二年の教授要目改正までは、古文も作文の模範とされていたが、明治末期から昭和初期にかけては明らかに指導事項別に教材が細分化されていった形跡がみられる。明治三六年から昭和一年にかけての八種類の教師用指導書を調査したところ、『おくのほそ道』の文章について、「文を作る一助ともしたい」と記している『新定女子国文備考』（昭和三年 金港堂）が、作文指導に関する記述がある唯一の例である。しかしその記述のあとを読みすすめると、それはあくまでも着想と、広漠とした内容を凝縮させた表現

法に對してのことであり、文体そのものを模範として扱ふことを意味してはいないのである。一方で、昭和八年の『新国文読本教授案』（光風館）においては、写生文の教材『比叡の鳥』（高濱虚子）の扱ひ方として、「引締まつた写生文の一体として知らしめ兼ねて生徒の範例たらしめることを目的とする」ということが明記されている。したがつて教育の現場においては、明治三〇年代後半から昭和初期にかけて、作文の実質的な模範文としては普通文、すなわち當時としては、とりわけ写生文を用いるように変わつていつたと考えるべきである。

ところで、明治末期以来、教材研究は、同じ俳文同士の中でも詳細になされるようになり、俳文個々の特徴もさまざまな角度から論じられている。大正一三年刊の『改訂中等国語教科書教授参考書 卷七』（修文館）の『奥の細道』の章の備考欄に、俳文に關する解説がある。そこでは、俳文史の流れの中で芭蕉・許六・支考・也有の俳文の特徴が述べられている。大正期に入ると、俳文間の性質の違いを指摘する指導書も増えはじめる。さらに昭和三年刊の『最新女子国文教授参考書 卷七』（宝文館）においては、『おくのほそ道』に對しての表現上の特徴として「散文としての味よりも詩としての味をより多く持つてゐる」という記述がみられる。この見解は、後に提出される、俳文を散文詩とみる白石梯三氏の論に通底する。また、昭和一一年刊『新撰国語読本昭和三年版教授備考 卷七』の『百蟲譜』解説の「附録」において、頼原退蔵氏は、風雅を體現した芭蕉に對して、軽妙自在な也有の筆致という比較対照を行っている。これは、岩田九郎氏らの、俳

文には雅趣のある芭蕉の俳文の系統と、軽妙洒脱な也有の俳文の系統の二つの系統があることを指摘する論に成熟していく過程を示している。

以上のようなことから、写生文や小説までも包摂するほど広義に解釈されていた俳文に對して、明治末から昭和初期にかけては、教材という面からも詳細な研究がなされ始めたといえるのである。そしてそのような明治三〇年代後半から昭和初期にかけての俳文教材の研究と、教科書へ採用された俳文の変遷は、そのまま同時期の俳文史觀の研究とも合致する。明治末におこつた俳文教材の研究の深化は、そのまま俳文史觀の研究とも連動する形で行われていつたといえるのである。

(参考資料) 教材としての近世俳文—明治期の教科書をめぐって—

[調査を行なった明治期の教科書一覧]

(表1) 明治期の旧制中学校国語教科書に採られた芭蕉と也有の俳文

出版年	教科書名	出版社名	芭蕉の俳文		也有の俳文
			「おくのはそ道」	その他	〔鶉衣〕
明治20年	中学用読本訂正三版	文学社	—	—	—
24年	中等教科国文学	文学社	—	—	餅辞・乞食画賛 蝸牛斎頌・白蔵主賛
28年	新編国文読本	積善館	末の松山・塩釜・松島 瑞巖寺・平泉	—	百蟲譜
	中学国文読本	金港堂	冒頭・旅立ち・草加	十八樓の記	—
	新撰国文初歩	大阪教育書房	—	—	—
	新撰国文	大阪教育書房	—	十八樓の記	—
29年	新編国文読本	富山房	仙台～松島	—	百蟲譜
	中等国文	吉川半七	—	—	—
	普通国文	吉川半七	—	—	—
32年	中等国文読本	明治書院	—	—	—
35年	中等国語読本	明治書院	—	—	—
	訂正国文読本	弘文館	冒頭・旅立ち・塩釜～松島 石巻～平泉	—	—
36年	中学国語読本	国光社	—	—	百蟲譜
	中等国文新読本	大日本図書	—	—	百蟲譜
37年	中等国文読本	吉川弘文館	白河・石巻～平泉	十八樓の記	—
38年	再訂中等国語読本	明治書院	—	—	百蟲譜・袋賛
	中等国文読本	吉川弘文館	白河・平泉	—	蛭引
	訂正中学国文読本	吉川弘文館	冒頭・草加・松島～瑞巖寺 石巻～平泉	幻住庵記	—
	中学国語	日黒書店	冒頭・草加・塩釜～瑞巖寺 石巻～平泉・出雲崎	—	百蟲譜
	新撰国語読本	育英舎	冒頭・草加・松島～瑞巖寺 石巻～平泉	—	—
	新定中学国文読本	吉川弘文館	文字摺石・飯塚・武隈の松 仙台	—	—
	中等教科明治読本	富山房	松島・平泉	—	百蟲譜
	新撰国語読本	学海指針社	瑞巖寺～平泉	—	百蟲譜
39年	帝国中学読本	啓成社	壺の碑・松島～平泉	嵐蘭誄	物忘翁伝
40年	中学国語読本	大日本図書	塩釜～松島・平泉	—	百蟲譜
42年	新訂中等国語読本	明治書院	—	—	百蟲譜
44年	新撰中学読本	啓成社	瑞巖寺～平泉	—	百蟲譜

(表2) 明治期の旧制高等女学校国語教科書に採られた芭蕉と也有の俳文

出版年	教科書名	出版社名	芭蕉の俳文		也有の俳文
			「おくのほそ道」	その他	「鶏衣」
明治25年	女子国文	吉川半七	壺の碑	十八樓の記	—
29年	女子日本読本	金港堂	冒頭・旅立ち	—	六林文集序
30年	高等女学読本	国光社	—	—	—
33年	女子中等国文	大日本図書	—	—	—
	女子国語読本	目黒書房	—	—	—
34年	高等女学読本	大日本図書	—	—	—
	女子中等国文	同文社	—	—	—
	女子国語読本	吉川半七	—	十八樓の記	—
35年	女子国語新読本	普及舎	草加・塩釜～松島	—	百蟲譜
	女子国語読本	金港堂	—	—	百蟲譜
	高等女学校用読本	文学社	等裁	—	袋贄
37年	女子国語読本	郁文舎	仙台～松島・平泉	—	袋贄
40年	明治女学読本	同文社	平泉	嵯峨日記	—
42年	高等女学校国語読本	大日本図書	塩釜～松島・平泉	—	百蟲譜
	帝国女子読本	啓成社	壺の碑～松島・平泉	—	百蟲譜
44年	女子国文教科書	光風館	石巻～平泉	—	—
45年	修訂帝国女子読本	啓成社	冒頭・旅立ち・日光	—	百蟲譜
			佐藤庄司・壺の碑～平泉	—	—
	女子国文読本	光風館	—	—	—

*大正期および昭和初期の教科書の調査も行っているが、紙面の都合上、明治期の教科書一覧表のみを掲載した。
 *教科書は主に国立教育政策研究所附属図書館所蔵のものを用いた（明治25年刊「女子国文」のみ横浜市立中央図書館蔵書）。また、全巻そろっているものを中心に調査を行なった。

・注 (1) 藤原マリ子「中等教育国語教科書にみる『おくのほそ道』

〔『おくのほそ道』の本文研究—古典教育の視座から—〕平一
三新典社

(2) 平成七年から同一二年までに出版された高等学校の教科書のうち、「十八楼の記」が採用されているのは九五種類中一種類のみであった。ちなみに中学校の教科書への採用はなかった。

(3) 森川許六編。宝永三（一七〇六）年「本朝文選」として刊行されたが、「本朝文選」という題号について支考の非難があり、「風俗文選」と改題された。

(4) 尾形仍他編「新編芭蕉大成」平一一 三笠堂

(5) 堀切実「蕉風連句文体論試考」〔表現としての俳諧〕昭六三
ぺりかん社

(6) 藤原マリ子「教材『おくのほそ道』の本文表記に関する考察
〔『おくのほそ道』の本文研究—古典教育の視座から—〕平一
三新典社

(7) 石井庄司「芦田恵之助と綴方教育」〔近代国語教育論史〕昭五
八 教育出版センター

(8) 北住敏夫「子規の写生文論」〔『写生俳句及び写生文の研究』
昭四八 明治書院〕参照。北住氏はその論文において、子規は
林孝治郎に宛てた原稿依頼の書簡の中で、ここに記したような
写生文の条件を述べていることを挙げている。

(9) 根岸正純「和文体と漢文体との表現性—近代文章前史として—」
〔近代作家の文体〕昭六〇 桜楓社

(10) 「現代国語教本新制度用教授参考書 巻九」〔昭八 東京開成
館〕によったが、同書の大正一三年版および同社から大正一五
年に出版された高等女学校用「現代女子国語読本教授参考書」

も同じ記述がなされている。

(11) 注(1) 参照。

(12) ここでは滑稽を主とした文章（『日本国語大辞典』という意味
で用いているようであるが、元禄期の俳文を「戯文」とは言わ
ない。「戯文」といった場合は主に宝暦・明和以降の離道虚構
の文を指す。

(13) 「改訂高等女学校用国語読本 巻五」〔大元 元元堂書房〕所
収の「二二 螢の話」〔渡瀬庄三郎〕参照。

(14) 市川源三「国語科教授法」〔明四三〕〔野地潤家編「国語教育史
資料 第一巻理論・思潮・実践史」昭五六 東京法令出版〕の
「第二節 中等教育」参照。

(15) 「最新女子国文 教授参考書」〔昭三 宝文館〕の「奥の細道」
の指導目標にも「俳諧的紀行文の妙趣を味ははしめ、兼ねて俳
聖芭蕉の心境に接触せしむるにある」と示されている。ここか
ら、作者の心情、精神の読解を重要課題としていることがわ
かる。大正から昭和期にかけて、国語教育の現場では、作品を
通して作者の心情や精神を体得することを重視する傾向にあっ
たことが推測される。国語教育界にこのような傾向があった大
正から昭和にかけての時期を、藤原マリ子氏は、「指導法の変
遷にみる教材『おくのほそ道』」〔『おくのほそ道』の本文研究
—古典教育の視座から—〕平一三 新典社〕において、「文学
教育期」と称している。

(16) 堀切実「俳文集の編纂—化政期から明治期まで—」〔『俳文史研
究序説』平一一 早稲田大学出版部〕

(17) 注(16) 参照。

(18) 注(7) 参照。

- (19) 野村八良「高等女学校の国語」(野地潤家編『国語教育史資料 第一巻理論・思潮・実践史』昭五六、東京法令出版)の「第二節 中等教育」参照。その「解題」によれば、初出は「教育時論」(明四一・一一 開発社)誌上と記されている。
- (20) 野村氏は、ここでいう「現代文」とは「現代の作家や文人の文章というわけではなく、ごく日常で使われている現代の普通文のことであると論文中に記している。
- (21) 「作文教科書解説」(『日本教科書大系 近代編 卷二七』昭四一 講談社)参照。
- (22) 注(一)参照。
- (23) 注(19)参照。
- (24) 注(一)参照。
- (25) 明治三年「ホトトギス」誌上で発表された子規の写生文「小園の記」は、明治三八年の「再訂中等国語読本」(明治書院)において教材化されている。
- (26) 注(19)参照。
- (27) 白石憐三「俳文の論」(『芭蕉』昭六三 花神社)
- (日本女子大学附属中学校)
- 早稲田大学大学院教育学研究科在